

# カントにおける Würdigkeit の構造

— エーリック Glückwürdigkeit と Menschenwürde について —

「自分をいに虫にするのは、おむなし、足で歩みつけられても、不平を訴えることができない」(「道徳形而上学」より)

戸 頃 重 基

## I 序一まえがき

本稿はカントにおける人倫と幸福、尊嚴と尊敬、法則と格率などの倫理学的諸概念の相互関連を、Würdigkeit という用語に焦点を合せて考察するのが目的である。

さてこれまで講壇哲学のうちで、およそカントにかんする研究ほどみのりゆたかな業績はまれであろう。従つてここに提出した問題についても、従来のカント研究者が全くみのがすはずはなかつたのである。しかし、私の寡聞な経験によるためでもあるうが、Würdigkeit の概念の解明を「尊きの絲」とするカント哲学を直接の課題としたこれまでの専門的な研究報告にほとんど接触することができなかつた。本稿は一応、この点に着眼して問題を設定したのである。

けれども私はこの問題の提起によつて、従来のカント解釈にたいし、独自の新しい意見をたてたり、またカント哲学を

批判しようと、あくらんでいるのではない。そのようなあくらみはたしかに、Würdigkeit の概念を端緒としただけでも、じうぶん可能なことであり、またそれは必要なことでもあるが、ここではすべて不間にふるほかななかつた。今はただ浩瀚なカントの諸著作に表現された Würdigkeit の用語をできるだけ、確實に探索しながら、この用語の検証を通じて、カント体系にアプローチするための資料を提供するだけで満足したい。文献の引証にあえて繁雑をさけなかつたのは全く今しがたのべた起稿の目的に制約された結果である。引証の主

要な文献は、「道徳形而上学の基礎づけ」(一七八五)、「実践理性批判」(一七八七) および「道徳形而上学」(「法律哲学」をふくめて)(一七九八) 等であるが、傍証文献としては、「純粹理性批判」「人間学」「宗教哲学」「倫理学講義」「教育学」その他におよんでいる。

引用のカント文献はその都度、論文中にすべて略号をもつ

て記入しておいたが、カント以外の間接文献は特別のばあいをのぞき、すべて本論の末尾に註記した。なおカント文献の引用頁数は、フォルレンダー版の全集に照合して統一したが、まれにはカッソラー版を参考としたばあいもあることを附記しておかなければならぬ。

## II 人倫と幸福の関係

カントの倫理学体系は、幸福と、「値する」と「Würdigkeit」の関係を中心として展開していく。幸福主義 Eudämonismus を道徳原理とする経験論的倫理学が、「人間の尊厳」 Menschenwürde を破壊する実践上のヨコイストの倫理として、これからすべての道徳性を剥奪するカントは、いつたん人生の幸福そのものや、Würdigkeitとの関係に立たせるとき、「道徳とそれに調和する幸福との必然的連関」(Kr. d. p. V., S.159 BdII) を承認しなければならなかつた。幸福と、幸福主義はカントにあつて截然と区別せられる。この区別によつてカントは幸福主義を否定しながら、幸福を人倫の制約の下に位置づけようとする。「善なる意志は幸福たるに値するためにも絶対に必要な条件そのものをかたちづくるようと思われる」(GrL. S. 10. BdIII)。従つてここにおいても、幸福にたいする人倫優先の思想に変化はないが、ここでまず問われなければならないのは、「幸福たるに値する」と

それはたんに形式主義ではない。なぜならば、幸福たるに値するのだから。またそれはたんに幸福主義でもない。なぜならば、幸福たるに値する würdigen のだから。

カントは「悟性界は感性界の根柢、従つて、その法則をも包括する」(a. a. O., S. 83)とのべている。これは感性界の理想である幸福への要求が、悟性界の理想である人倫に基づけられなければならないことをのべたものであつて、すくなくとも幸福概念の排除を意味しているのではない。また、カントは世間的な領域における哲學は四つの問いに答えなければならない、と規定した。そのうち「私は何を為すべきか」の問いにたいする解答を道徳の課題として規定しているのである。

\*四つの問いとは、(1)私は何を知ることができるか Was kann ich wissen? (2)私は何を為すべきか Was soll ich tun? (3)私は何を願へどもいか Was darf ich hoffen? (4)人間とは何であるか Was ist der Mensch?など。<sup>5</sup>カントによれば(1)の問いにたいしては形而上学 (2)の問いにたいしては道徳 (3)の問いにたいしては宗教 (4)の問い合わせには人間学が答える。(Logik, S. 27. BdIV)

以上の規定に深く注意することは重要である。なぜならば、これまでカントにおける当為概念は幸福衝動をその自然の基底において支える感性界を全く除外しているもののように考えられてきたから。カントの倫理学を形式主義 Formalismus<sup>6</sup>として特徴づけるのは、これまでカント解釈上の常識と

さえなつてゐた。しかし、カントにおけるいわゆる「形式的なるもの」とは、「経験のあらゆる対象の合法則性」(Prologomena, S. 52, Bd. III) を意味し、また、「完全にアブリオリに原理から演繹せられる行為の唯一の合法則性」(A841)のことであつて、経験の対象なしに、行為の具体的な内容なしに、どのような合法則性ということも意味をなさない。すでにそうであるとすれば、カントの主張の要点は「道徳と自愛との限界は明晰且つ截然と判別されている」(Kr. d. p. V, S. 47) ことの認識にきするのであつて、純粹実践理性が幸福への欲求を放棄すべきことを意味しているのではなかつた。「だが義務が問題となれば、幸福に全く顧慮してはならない」(a. a. O., S. 120) というだけであつて、すべて義務至上の立場から、幸福への願望を呪詛したのではない、「カントのあらゆる本質的な思想は死せる形式主義ではない」<sup>(2)</sup> といったF. バウルゼンの解釈は正しい。

そこで、以上の叙述を前提として考えるとき、Gliickwürdigkeit の意味が、幸福価値を道徳価値に従属せしめることにほかならないのは明かであろう。これをカントは、「道徳律はあとから差言して、それらの諸傾向を各々の適當なる制限のうちに抑制し、のみならずそれらすべてのものをなんら傾向性に顧慮することなきいつそ高い目的に従えるだらう」(a. a. O., S. 187) とも、「純粹実践理性は……自愛を道徳律との一致という条件のもとに制限するだけである」(a. a. O.,

S. 95) とものべてゐる。「天国はすべての幸福を、地獄はすべての悪を、そしてこの世はその中間を代表する」(メンツエル編・カント倫理学講義・小倉訳・一七四頁) のであれば、人間の幸福はたとい不完全ながらも、この世において実現できるし、また、それだけに、幸福と人倫の関係も不可避となざるをえない。「道徳的概念は全く純粹の、理性概念ではない」(A569) のである。純粹の理性概念、すなわち理念にはそれにおいて客観的实在性が安らう制約がかけていい。この制約は、「現象の多様がある関係において、整理せられるようになすところのもの」すなわち現象の形式である(A20)。この形式に対応し制約せられるものが、道徳概念の根柢に存在するある経験的なるもの、いいかえれば、快と不快の感情である。現象のかような質料をみとめることにより、道徳にかんする抽象の誤解をさけることができる。のみならず「その状態が理性と調和するように、感覚と傾向性とが理性と結合しているときには、これらは自己自身にたいする義務と調和しうるのである」(前掲訳書二八二頁)。しかし、幸福がどれほど、「人間の避くべからざる願望」(Relig. S. 155 Bd. IV) であるとしても、この現世で幸福と道徳との完全な調和を実現することはできない。「こから、「人間の自然是絶えず幸福に向つて努力するように人間を駆りたてているが、しかし、理性は幸福たるに、傾いたこと、すなわち道徳の制約へ人間を制限しており、幸福に関して人類はひとしくその目

的へ到達する」むはやあな」(Anthr. S. 281) といふ論理  
がみちびかれてくる。

カントによれば、人倫と幸福の完全な調和は神の理念を必然的に要する最高善において可能である。「幸福たるに値することとしての、人倫と厳密な関係にあるような、叡智の理念を、最高善の理想 [Ideal des höchsten Guts] と名づける」(A810)。カントの「Würdigkeit」の思想は、格率の神性の概念を最高善の理想にめぐらし、昇華させて、道徳神学の色彩をはどこすようになつた。カントがこのように、「値する」との概念を宗教的世界にまで昇華せらるるをえなかつたのは、現世において不幸な人必ずしも悪ではなく、善なる人必ずしも幸福ではない、という人倫と幸福の冷厳な「律背反」への洞察に基く。もし幸福主義者が主張するように、幸福を道徳価値の最高にまでたどめる、とすれば、「幸福な人は善で、不幸な人は悪といふことになる」<sup>(2)</sup>。ストアの逆説はこの命題に實際上、到達した。カントによれば、それゆえ「あらゆる幸福主義者は実践的なエゴイスト」である (Anthr. S. 15)。エゴイズムは處世上の怜悧の規則であつて、普遍的な道徳的命法にもちるんなりえない。しかし、幸福主義、あるいはエゴイズムと峻別されるべき問題、すなわち「幸福に値すること」が、カントにおいて命題としての正しさをもつとすれば、「最も幸福に値する人 der Glückwürdigste」がけつよく、「最も幸福な人 der Glücklichste」<sup>(3)</sup>といふ

見解に到達する。これは眞の道徳的価値の追求には幸福が現実として伴うという意味である。そしてこのばかりの幸福とは、いうまでもなく道徳的幸福、いかえれば義務の遂行にともなつて生ずる自己満足でありて、もとより物理的幸福をいうのではない。それにもかかわらず前述のように、カントは傾向性が道徳律に制約されるかぎりでの感性的幸福を承認していた。Würdigkeit は一方では感性的幸福を捨象しているようであるが、他方では、それを承認もしているような両義性を構造契機のうちにもつてゐる。

### III 幸福の定義について

幸福にかんするカントの定義はかなりやしも一定していなし。幸福を「傾向の満足」と定義したものは「純粹理性批判」(A805)と「道徳形而上学の基礎づけ」(Grßg. S. 24)がある。後者はまた幸福を、「理性と意志をもつ存在者の、保存と繁栄」(a. a. O., S. 12) と定義し、「実践理性批判」では、「理性的存在者がその全体において、一切を願望と意志に従つて、事を運ぶ世界における状態」(Kr. d. P. V., S. 159) といふ。「道徳形而上学」では、「自己の状態にたいする満足の永続」(M. d. S. S. 228) と定義した。ついして、「道徳形而上学」では、「道徳的問答法の断片」のなかで、「幸福とは何か」という教師の問いにたいし、生徒をして、「不斷の安寧、満足せる生活、即ちの境遇にたいする完全な満足である」(a. a. O.,

幸福を、「願いまた求めるることは人間の本性上避けられない」(a. a. O.)と云う観点から、カントはいちおう、物理的幸福の概念を以上のように定義したのであるが、一方、カントは幸福の概念がはなはだ漠然としていることを認めなければならなかつた。たとえば人は富を欲するばかり、彼はそのためどれほど多くの心配や嫉妬や奸策を背負い込むことであろうか。博学や達識はまた憂愁のもとにならぬとはかぎらない。長命が長い人生の悲惨でない、とたれが保証するであろうか。このような疑がなおもたれる、とすれば人が富を有し学問や教養を身につけ、健康で長命に恵まれることが幸福であるとはいつたい何を意味するのであらうか。このことはカントによれば、幸福の概念が意志の実質的原理に基づく結果として漠然的であることを立証するのである。「幸福は待ち焦れたり努力して求められはするが、努力して到達はされない。幸福を追いかけることは幸福にたいし否定的に反作用をおよぼす」といつたN・ハルトマンの言葉が適切なひびきをもつて回想せられる。人間が有限である限り将来のはてまで見透して、自己の状態にたいする満足の永続について、普遍妥当性のある定義を指定することは不可能である。幸福概念がそのように漠然性をまぬかれないのは、カントによれば、「幸福の概念に存するすべての要素が悉くみな経験的であること、すなわち経験から借用してこなければならないこ

と、それにもかかわらず幸福の理念には私の現在の状態、それからあらゆる将来の状態における身の仕合せの絶対的全體、つまり最大量が必要であることにによるのである」(GrG. S. 40)。経験的な要素にぞくする幸福を、永続的であれかし、と願望するのは、「理性の理想」 Ideal der Vernunft ではなく、「構想力の理想」 Ideal der Einbildungskraft あるいは「感性の理想」 Ideal der Sinnlichkeit である。(Vgl. A 571, F GrG. S. 41)「理想はプラトンのそれのように創造力を有しないけれども、(統制的原理として) 実践的な力を有し、ある種の行為の完全性を可能ならしめるとの基礎を構成する」(A 569)。しかしカントが理想とよぶところのものは、理念よりもなおいつそう客観的實在性から遠去かつていて、この行為の完全性を可能ならしめるとの基礎を構成する」といふべきところの表象されたにすぎない抽象的一般性である」<sup>(3)</sup> といつて、やはり幸福概念の漠然性を指摘したものはヘーゲルであり、幸福を「調和の直接感情」と定義して、前述のシーラーにやや近い見解を示したものはH・シュミットであ

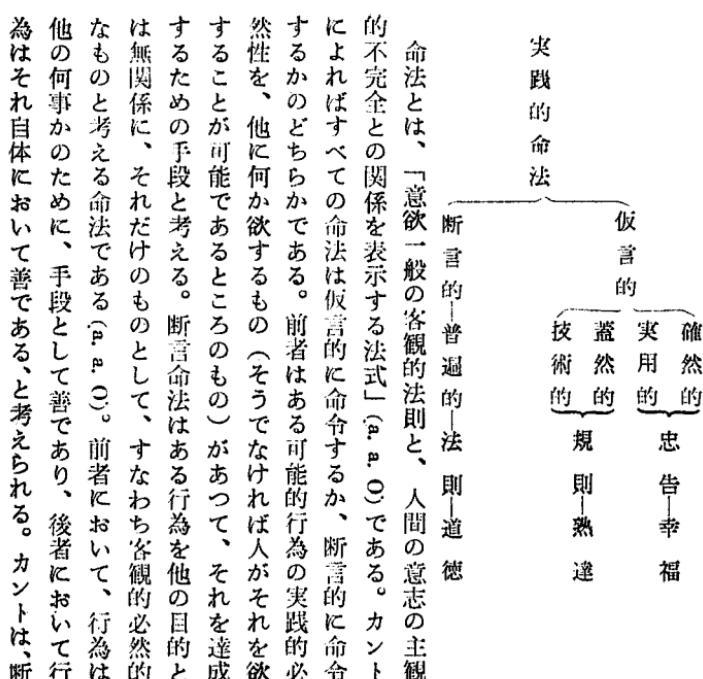
る。

「幸福概念を産出する構想力とは、経験的原理に基く「表象の活動的遊戯」(M. d. S., S. 275~6)であり、また、感性とは、「認識能力の感受性」(A44)である。このようなものとして、幸福概念を産出する構想力や感性は、理解の可能な概念も命法もあたえることはできない。それが与えうるのは概念ではなく略図であり、「一定の規則に従つて限定された線ではなく、個々の線である。きまつた形象をなす」というよりもむしろ、「種々なる経験の中間に漂う図形」(A571)である。それはちょうど画家や観相家が脳裡に描いてはいるが、容易に他人に伝えることのできない影像のよくなものに比較せらる。構想力が先驗的な概念自身をあたえることができず、感性的な理想力をしか産出できないのはそのためである。だから、「よしや構想力がどれほど偉大な芸匠であり、いな魔法使いであるにせよ、構想力は創造的ではなく、それが形成のために材料を感官からかりてこなければならない」(Anthr. S. 68)のである。いいかえるならば、人は幸福になるため、一定の原理に従つて行動することができない。ただ、撰生、節約、礼儀、自制などの経験的な忠告に従つて行動しうるだけである(Vgl. Gr. S. 41)。経験的な忠告は理性の勧告 consilia であつて命令 precepta ではなく、怜俐の規則を指示することはできても、理性の法則を指示することはできない。つまり「行為を実践的に必然的なものとして客観的に提示するこ

とはできない」(F. F. O.)である。そのようなものによる提示をまつまでもなく、幸福への願望を人は自然から適切に教えられている。いわば幸福への願望はほんらいわれわれの身に植えつけられているのであるから、「人は幸福たるべし」とする道徳的命法は命法としてもなりたたない。「理性が発言するところの当為は意欲に標準と標的、いな禁止と信用を提示する」(A548)のでなければならぬ。また、「この当為というものは、その根拠がたんなる概念以外のなにものでもないところの可能的行為を表現する。これに反してたんなる自然的行為の根拠はつねに現象でなければならない」(A547~8)。いわば幸福への願望はそれがなまのむきだしのままのものであるならば、当為ではなく存在なのである。「倫理学はカントによれば、存在するところのものではなく、存在すべきところのものを教えるのでなければならない」<sup>(8)</sup>しかし、幸福への願望はまさに存在するところのものとして、自然の哲学の領域にそくする。「自然の哲学は在るところの一切を目指さし、道徳の哲学は在るべきところのもののみを目指す」(A811)。それだから、「すべての人は自己を幸福にするよう努めべし」という命法はおるかであろう。なぜならば、われわれは人がすでにひとりでに欲せざるをえないものを何人にも命する必要がないからである。

#### IV 「値」すること——その概念

「道徳形而上学の基礎すけ」における実践的命法の範疇を要約すると、幸福は断言命法に対応する仮言的命法にぞくし、その判断形式はつねに確然的であるか、実用的である忠告にとどまり、従つて道徳性とは区別せられる。その区別を圖表で示すと次のようになる。(Vgl. GrIg. S. 36~7)



命法とは、「意欲一般の客観的法則と、人間の意志の主観的不完全との関係を表示する法式」(a. a. O.)である。カントによればすべての命法は仮言的に命令するか、断言的に命令するかのどちらかである。前者はある可能的行為の実践的必然性を、他に何か欲するもの（そうでなければ人がそれを欲することが可能であるところのもの）があつて、それを達成するための手段と考える。断言命法はある行為を他の目的とは無関係に、それだけのものとして、すなわち客観的必然的なものと考える命法である(a. a. O.)。前者において、行為は他の何事かのために、手段として善であり、後者において行為はそれ自体において善である、と考えられる。カントは、断

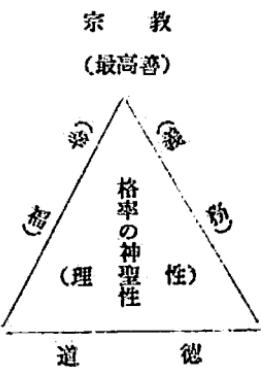
命法の主体は、「行為する人そのもののうちにすでに現在」(GrIg. S. 19)して、しかも無制限に善とみなされうるだけの、「善なる意志」以外にこれを考へることはできない(a. a. O., S. 10)といつて、知性、機智、判断力などの人格に存する才能や権勢、富、名誉、健康などの幸福財 Glücks-gabe を善なる意志に制約するのでなければ、人を上つ調子にしたり、横柄にしたりする危険を指摘した。そのいわゆる、「善なる意志」はそれが惹起または遂行する事柄によってではなく、またそれがなにかある目的を達成する能力をもつていることによつてでもなく、ただたんに意欲することによって、すなわちそれ 자체、善なのである。それは宝石のようにじうぶんな価値を内に藏するものとして、それだけで光輝を放つ。それゆえ効果の有無は「善なる意志」の価値を増減しうるものではない(a. a. O., S. 11)。

命法の尊嚴は、かようなそれ 자체において「善なる意志」から発せられた断言命法にのみ存在する。それは経験によって効果の真偽や用無用の微証をゆるさないのであるから、その「可能性は全く先天的に研究せられなければならない」(a. a. O., S. 42)。それ以外の命法は意志の原理ではあるが、法則ではない。そしてなおそれ以上に重要なことは、断言命法が法則のほかになお法則に従うべき格率をふくむ、ということであろう。そのようなものとして、断言命法は周知のとおり、「格率が普遍的法則となることを、その格率によつて

汝が同時に意欲しうるようなそういう格率に従つてのみ行為せよ」(A. a. O., S. 44)という法式をもつて表現された。この法式に内容をあたえる行為の格率から、幸福への一切の願望をとりそり、またその格率を義務の意識をもつて充足することが *Würdigkeit* のほんらいの意義である。しかし、格率の、*Würdigkeit* は義務と幸福を主客の関係に位置づけることであつて、幸福を全く格率の領域から排除するのではない。

「自分の幸福を傾向からではなく、義務から促進するばあい

自己の行動は始めて本来的な道徳的価値をもつ」(講義・前掲証書、一七頁)といふカント自身のことばがそれを立証してゐる。あるいはまた、「自分自身の幸福を促進することは少くとも間接には義務である」(同二六頁)とも、「自他に対する義務を毀損しない人は己れの能力に応じて欲するだけの快樂を享受して差支えない」(同二一六頁)とものぐでいるのである。「講義」における傾向や快樂にたいするかような、寛容に富んだ思想はその後につづく、「基礎づけ」や、「実践理性批判」になると、漸次、影を没しそれにかわつて、義務と幸福を調和する最高善の理想が、カントの道徳体系をして非常に宗教的な調子の高いものに変化させた。カントにおける道徳と宗教の関係を図示すればおよそ次のとおりとなる。



ここにいわゆる、「約合」Proportion ところのは、「物理的善と道徳的善との二種類の混和を意味するのではない。そうでなければ兩者は互いに中和して、眞の幸福の目的にたいして全くはたらきかけない」(Anthr. S. 217)からである。そうすると、調和とか約合とかいう平俗ではあるが、意味のあいまいをまぬかれないこの用語は、人倫と幸福の対等関係における居中調停を意味するのではなく、「徳がそれ自らの報酬である」(M. a. S., S. 214)ことを意味する。ここでわれわれが、「幸福は徳の報酬ではなく、それ自身、徳である」といつたスピノーザとのきわやかな対照を見出すのは困難ではない。カントにおける幸福と善行との調和は折衷的な中和ではなく、徳が自らの報酬であるような状態をあらわし、またこの状態を *Würdigkeit* といふのである。そしてカントによれば、この状態は徳の意識に必然的に伴わなければならぬ幸福の類似物、「自己満足」Selbstzufriedenheit である。

「自己満足」は自己が傾向に従属することなく、遂に道徳律に服従した理性の、感性を制圧して高らかに打ち上げる凱歌である。「啓発された理性が生活と幸福を享受するほど、人間はますます真の満足から遠去かる」(GrLg. S. 13)。それゆえ前述の、徳の意識に必然に伴う「自己満足」は「知的満足」のことであり、そして *Würdigkeit* は疑いもなくこのばかりの主知的概念となる。しかし、それはまた同時にたんなる傍観的な知的概念でもない。なぜならば、「義務の誠実なる遵守において、幸福をうることの *Würdigkeit* が成立する」(Kr. d. P. V., S. 165) からである。*Würdigkeit* はそれゆえ知的概念である、とともに意志的概念でなければならない。

## V 「値いする」と—その契機

自愛と同義にみなされる幸福は多くのばあい、「利己を形成する」(a. a. O., S. 94)。利己を形成する自己幸福の促進が意志規定の原理となれば、それは、「道徳性の原理の真反対物」(a. a. O., S. 46)として、従つて *Würdigkeit* の破壊とみなされる。しかしその反対に意志規定の原理に、自己幸福の促進が従属させられるならば、それは義務に相即する。なぜならば、災難、苦痛、窮乏などの現実の不幸な条件は、自己義務に違反する大きな誘惑となりがちであるが、安寧、健康、富裕などの物理的幸福は不幸な条件が誘発する義務違反の行為を未然に防止するからである。不幸な条件はそれだから

人倫の擁護のためにも排除されなければならない。カントは、「自分自身の幸福を促進し、ただたんに他人の幸福ばかりを考慮しないことである」(M. d. S., S. 229) ところである。しかし、義務違反への誘惑を防ぐための自己幸福の促進はすでに幸福を意志原理とすることではなく、「そんなばかりの幸福は主体の目的ではなく、人倫なのである」(a. a. O.)。*Würdigkeit* はこの点において自己幸福の促進と結びつく可能性を拒むものではない。したがつて、*Glückwürdigkeit* とは自己の義務に違反しないため、自己の幸福の条件を用意しながら、しかも幸福への願望をどこまでも主体の格率の中で、人倫に従属させることを意味する。それは幸福の制約ではあるが、否定ではない。しかし *Würdigkeit* は他人の幸福とどのように関係するのであらうか。

すでにカントは、「他人の幸福ばかりを考慮しないことである」といついていたが、かようないいまわしはそのうちに他人の幸福促進をふくみにもつ。カントによるならば、他人の幸福促進は、自己幸福の促進よりもむしろ客観的意義を有する点で重要であった。「他人の幸福を排斥する格率は同一の意欲の中で普遍的法則としてふくまれえない」(GrLg. S. 68) からである。すべての人が精一杯、他人の目的を促進しようといつとめないならば、それ自身における目的としての人間性とのたんなる消極的一致にすぎなく、積極的一致ではない(a. a. O., S. 55)。他人の幸福促進はそれだからまたできる

だけ私の目的でなくてはならないのである。これでみると、カントにおいて自他幸福の矛盾葛藤は観察の対象となることなく、「内面的人格と社会的人格との調和」という楽天的な結論にたどりついている。それゆえ「幸福に値する」といふばあいのいわゆる幸福には、自己の幸福と、他人の幸福とが発想の場において不調和のまま折り重なつてゐるのである。以上、のべた私の解釈とは別の観点から、カントにおける幸福概念の両義性を指摘したものはパウルゼンである。「幸福は二重の意味で用いられている。またそれに応じて幸福と道徳の概念は異つてゐる。それが感性的衝動の意味でよばれかぎり、徳は自己の幸福を促進する手段ではない。しかし高級なる欲求能力（実践理性）の貫徹までもが、満足感から演繹されるかぎり、またこの満足感が、幸福とよばれるならば、人はまた徳が眞の幸福に到達する唯一の手段である、といふことができる」。各人の幸福促進が、人倫の下位に従属させられないならば、それは他人にたいする義務の実現にとつて大きな障礙となることをまぬかれないにもかかわらず、他人の幸福促進はそれ自体、他人にたいする義務と一致する。他人の幸福促進は自己幸福の促進に比較すれば、人倫的に優先する「われわれの心胸は他人の幸福に実際に寄与しうる限りでのみ善である」（譯義前掲訳書、一四九頁）。それならば自他の幸福の間に矛盾を生じたばあい、他人の幸福を促進するために、自己の幸福を犠牲としなければならぬか。こ

の問い合わせたいし、カントはちょうど、A・スミスの所説「見えざる手」を予想するかのように、「私が他人に与えた幸福は私に返却せられるであろう。これは幸福の交換であり、誰も損害を蒙むらない。なぜなら私が他人のために配慮したのと同様に他人はよく私のために配慮するからである」（同二五〇—一頁）と答えてゐる。しかしながら、私と他人との敵対関係を認識しなかつたわけではない。ただその敵対関係をカントは、「人間の非社交的社交性」 ungesellige Geselligkeit des Menschen である、と理解した結果、社会存在を人間性から演繹し、敵対関係の客觀的実在的本質をとらえなかつた。社会的事実を客觀的な、「物」と見るデュルケームの社会学的視座構造はまだカントでは用意されていなかつたのである。「個人は社会に従属する。この従属は個人の解放の条件である。人にとって解放されることは、物理的な目的的な無理解の力から解放されることである。しかしそこに到達するには偉大な知力をこの暴力に対立させ、この知力の保護の下に身をおかねばならない。それが社会である」という思想はまだカントにはなかつた。「彼の道徳行為の分析は部分的には正確であつても、不十分であり不完全である」と、デュルケームによつて批判されたゆえんである。社会を人間性から演繹するカントの立場では、他人の幸福促進を道徳的要請としても、それは本質的に自己幸福の延長には

かならず、幸福はすべて個人的幸福の限界にとどまり、社会的幸福の地平にまで視線をおよぼしていかつた。「カントは自分に課せられた問題の現実的基盤を自覚していないなかつた」。<sup>(15)</sup> 「ブルジョア社会の発生期の偉大な思想家たちについていえば——カントはそうした連續の最後の一環をなす思想家と考えなければならぬ」。<sup>(16)</sup> Glückwürdigkeit の理解と批判について、この点の注意は重要である、と思ふ。

自他の幸福交換の倫理はカントにおいて、友情の理念に基づけられる。友情 Freundschaft とは、「その完全性において考察すれば、相互対等の愛と尊敬による人格間の結合」(M. d. S., S. 329~330)を意味する。この友情の理念に基づき他人の幸福促進のために遂行さるべき義務としてカントは、好意あるいは親切の義務と、負目あるいは正義の義務をあげた。これらの義務はかならずも意志原理に従う行為の必然性ではなく、むしろ道徳感から生ずるものでありうるが、この道徳感の前提に、愛を尊敬の要求によつて制限する確固とした諸規則をおくならば、他人の幸福促進の義務がそこではまた、Glückwürdigkeit を担う友情にかわるのである。

そこで以上の所論を要約すれば、Glückwürdigkeit の構造契機には感性的要求の損取と制約、理性的概念と主意的概念、および自他の幸福追求の間に存在する矛盾の調和としての友情という社会感情などがふくまれている、ということなのである。

## VI 「人間尊厳」の根據

カントにおける、「幸福に値する」との意味を考察して、カントが人間の幸福を否定するたんなる厳肅主義者でないこと、しかしながら幸福の概念が彼において同時に多義的であることを明かにしてきた。カントは、「われわれの幸福は唯一の重要なことであろう。けれどもそれは絶対的に唯一の重要なことではない」(Kr. d. p. V., S. 80)ともいう。それならば絶対的に唯一の重要なこととは何であろうか。いうまでもなくそれは、道徳律の遵奉である。「生きるかぎり幸福に生きることは必須ではない。生きるかぎり尊敬に値するよう生きることこそ必須である」(講義・前掲訳書・八九頁)といったモラリストのカントは、けつして生命至上主義者ではなく、やはり依然として理想主義者なのである。つまり彼によれば、人間はたんに生きるだけではなく、生がいにおいて生きるのでなければならない。そしてなによりも人間の生きるかいは生きる事実に優先する。生がいすなわち生存の価値はおのが義務に生きぬく格率にささえられて、そこに眞の幸福の条件をかたちづくるのである。カントによれば、道徳は幸福の conditio sine qua non を論すべきものであつて、その獲得法を論ずぐるものではなかつた。

人間が生きるかぎり、尊敬に値するように生きる」ということは義務の実践を通じておのが尊嚴を保持することである。尊敬は尊嚴によつて喚起され、尊嚴は尊敬を自己に要求する。そこで尊敬の前提となる尊嚴の意味からまず考察しなければならない。

人間の尊嚴は意志の自律、すなわち道徳的な自己立法に基づく。人間の意志はたんに法則に服従するだけでなく、自己立法的である。かようなものとして、意志の自律が、「人間に自己の尊嚴を感じる」ことをお教える。(Kr. d. p. V., S. 192) 「自律は人間およびある理性的存在者の尊嚴の根據」<sup>(2)</sup> である。「意志の自律」 Autonomie des Willens とは、「意志が自己自身にたいし（意欲の諸対象のあらゆる性質から独立して）それによつて法則となるような意志の性質」 (GrIg. S. 67) であり、また自律の主体となる意志、Willen は、意欲 Wollen と異なり、「たんなる悟性界にぞくする作用原因」 (ib. S. 22) として、「原理に従つて行動する能力」 (ib. S. 34) のことである。それはまた「純粹意志」ともよばれ、「心理学から知られる意欲一般」 (ib. S. 7) と区別せられた。これにたいして、意志の自律以外のあらゆる原則、すなわち対象が意志との関係によつて、意志に法則をあたえることを「あらゆる道徳性の真ならぬ原理の源泉」としての「意志の他律」 Heteronomie des Willens とよぶ (ib. S. 68)。意志の他律とはだからおだ、「ある衝動や傾向に従う自然律への従属」

(Kr. d. p. V., S. 43) を意味する。「意志の自律はある道徳律といふものに従う義務の唯一の原理である。これに反して恣意 Willkür のあらゆる他律はいかなる責任をも基礎におかないばかりでなく、かえつて責任の原理と意志の道徳性とに反対」 (a. a. O.) である。しかし、意志の自律と両立できるのは、意志の自由だけである (Vgl. GrIg. S. 89)。意志の自律を説明する鍵は自由の概念 (a. a. O., S. 74) である。自由は道徳の ratio essendi であら、道徳は自由の 'ratio cognoscendi' である (Kr. d. p. V., S. 4) から、「意志の自律は道徳性の基礎」 (GrIg. S. 73) でなければならず、また、自由は、「あらゆる理性的存在者の意志の固有性として前提」 (a. a. O., S. 75) である。

意志の自由を前提とする自律によつて、尊嚴を刻み込まれる人格は、それが道徳律と一致するところの心情の確実性を保つばかり、「自然の國」と対照的に、「目的の王國」 Reich der Zwecke とよばれたことは周知のことである。「共同体的法則による種々の理性的存在者の体系的結合」 die systematische Verbindung verschiedener verbindlicher Wesen durch gemeinschaftliche Gesetze (a. a. O., S. 59) と定義された、「目的の王國」の本質は行為と自己立法との関係において存在する。(a. a. O., S. 59~60)。しかし、この「目的の王國」において理性的存在者は成員であると同時に、元首である、いふべき重の資格をもつ。なぜならば、人

格は意志の自律を根拠とする尊嚴の故に、元首であるが、共同体法則により成員としても制限されるからである。元首の地位にとどまるとき、人格は目的的自体であるが、成員の地位に制限されるばかり、人は自己が他者のために手段となることを相対的にみとめなければならない。ただ、カントは人格を手段としてのみ扱うことを拒否したのである。人格はこれをたんに手段としてのみ扱わぬならば、そのことはなんら力ントにおいて「人間の尊嚴」と矛盾するものではなかつた。

「目的的の王国」においてすべてのものは、価格をもつか、尊嚴をもつか、どちらかである、とみるカントは、尊嚴を価格の概念と対称的に用ひ（M. d. S., S. 360）また人間の尊嚴を、「人間の高貴」 Adel des Menschen に三一の意味に用いてゐる（ib. S. 84）。Würde, Würdigkeit, Würdigung などの名詞、würdevoll, würdig などの形容詞、および動詞、würdigen やぐる、権威 Wert と不可分の語である。カントの用例に従えば以上の用語は道徳的な「内的価値」 inner Wert をおなむ。カントは、「すべての値するところは、道徳的態度に関係する、ということである」（Kritik der praktischen Vernunft, S. 166）とも、「偉大なる善行は値する」といふに従つて実行せられたのみ人間に名声をえさせせる」（ib. S. 168）ふゆのく、また心をとつては、「絶対にたいする道徳的受容性」 moralische Empfänglichkeit の意味に使用してくる。（Relig. S. 169）。

「汝の内なるおもてただ幸福への努力するものは傾向性であ

る。汝の傾向性を予めこの幸福に値すべき条件に制約するところのものは汝の理性である。汝は汝の理性によつて、汝の傾向性を制限し、且つ支配することができるといふこと、これが汝の意志の自由である」（M. d. S., S. 346）といふことばかり推すと、Würdigkeit は理性による傾向性の制限と支配において成立することは明かで、それはちようど、「幸福とは究極的な徳に即しての精神の或る活動」であるから、「幸福は尊敬されるべきもの」と云つたアリストテレスの思想<sup>(1)</sup>に対照することがである。傾向性 Neigung とは、「欲求能力が感覚に依属すること」（Gr. S. 35 Aus）であり、この傾向性の満足が幸福の世俗的概念であり、またそれを理智的に反省して制約することが道徳であつて、尊嚴は傾向性を制約する格率に内的価値として存在する。

尊嚴（または品位）を意味するドイツ語、Würde は英語 dignity に該当し、dignity はラテン語、dignitas に由来する。dignitas は、worth, merit, desert, character, greatness, majesty, grandeur, authority など一連の意味が内含されていき。じつは Würde が語源的にも価値と関係することなどなしもありえないことを立説している。すなはちカントの語を、「絶対的内的価値」の意味に用いていた（Vgl. M. d. S., S. 285）。

次に、Würde や品位と邦訳するばかりについて考へると、やはりこの語も価値に關係してゐる。品位とは人間の性格を

道徳的価値としてみるとあるがに使用する語である。しかし、日本語の、「上品」とか「下品」の語はドイツ語の、Würde が内含する道徳的価値の有無をあらわしていない。それはおもに洗練された容姿と、ばいによつては内面的な教養の外化の有無をあらわすだけである。これにたいし、Würde のカント的用法は社交的な感覚の対象ではなく、個人の性格の奥に内在し、それはちようど輝く天上の星空にも比較せられる。「我が内なる道徳律」 das moralische Gesetz in mir (Kr. d. P. V., S. 205) である。性格とはカントによれば、「意志の独特的構造」 (GrLg. S. 10) をいうのでありて、自然的な「気質」 Temperament と区別せられる。「気質は感情価格をもつてゐる。性格にいたつては内的価値をもつ」 (Anthr. S. 235) といふカントは、Würde をここではおもづく外的価値に対比し、その所在を氣質ではなく、性格のうちにもとめた。すなわち、カントはおもづく、「道徳性といふのは性格にたいして存在する」 (Pädagogik. S. 238. Bd. IV) のである「格率に則つて行為しうる能力」としてのいわゆる品性はかくて性格にぞくし、氣質の問題ではない。カントが氣質よりも性格を、Würde の所在として選んだのは、性格が、「もの」とをしようととする固い決心と、やがてその決心の実行においてなりたり (ib. S. 239) からである。それゆえ、「道徳教育にさぶ」、第一に力を尽すべきことは性格を確立する (ib. S. 232) ことであり、「惡行に嫌悪を感じる習性を育成」 (參照・前掲訳

書・一九頁) することであつた。カントによれば、「人間の尊嚴」は理性的存在者の固有性として存在するのであるから、教育を通じて始めて、獲得されるのではなく、ただ教育はそれを確立するにすぎないのである。従つて、尊嚴は習慣によつて獲得された徳ではない。尊嚴はむしろ習慣的作用に内在する傾向と、戦斗をかわす「格率の力」であり、これを担う主体が性格である。「人間は習慣を多くもつていればいるだけ、ますます自由でなくなり、独立でなくなる」 (Pädagogik. S. 215) というカントは、「倫理的徳は習慣から生ずる」<sup>(2)</sup> といつたアリストテレスとはちようど、反対の立場から、習慣の問題を考察していた。「習慣 Angewohnheit (assuetudo) とは同じ仕方で、これからもつづけられることする身体的内面的な強制」 であつて「善き行為からくるかのぞめの道徳的価値をうばふ」とる」 ものである (Anthr. S. 40)。

## VIII 人間の価値と価格

カントは性格のうわじ、習慣や氣質よりもはるかに高い価値をあたえる水源がある、とみなす。「或る人間について、彼が性格をもつと、端的にいふることは、ただにその人について、非常に多くのことが語られているばかりでなく、同時に称讃もされているわけである。なぜというに、そのことは彼にたいする尊敬と感激をよびおこす稀有なるものだからである」 (ib. S. 234)。尊嚴を担う主体の性格を、「全自然の

機制からの自由と独立」(Kr. d. p. V., S. 112) という観点にたつてみると、その性格は人格とよばれる。人格を意味する Person の語源、ラテン語の、persōna はもと俳優の使用する仮面を意味したが、それには同時に性格の意味もふくまれてゐる。personatus といえば、in an assumed character の意味である。しかしカントはこの語を全く内面的な倫理概念として用いた。すなわち、「人格とは、その行為が責任を負うことのできるような主体」(M. d. S., S. 26) であり、また人格がその能力において課せられた責任とは、「絶対的に善ならぬ意志が自律の原理に従属すること、すなわち道徳的強制 moralische Nöigung を意味する (GrIg, S. 66)。従つて、「聖なる存在」heiliges Wesen に責任というものは存在しない。そして、「責任に基づく行為の客観的必然性を義務とする」(a. a. O.) のである。責任を負う人格は義務を課せられてるのでなければならない。それゆえ、「道徳的な意味における人格性とは、自己責任的な存在そのものである」(20) 責任能力のないものは、カントによりすべて、物件とよばれ、人格の概念に対置された。尊厳や品位は物件には存在しない。「物件 Sache とはなんらの責任能力もないところの事物である。それ自ら自由を欠如する自由なる恣意の、あらゆる対象はそれゆえ、物件 res corporalis とよばれる」(M. d. S., S. 27)。物件が所有する価値は価格であつて、人格の所有する価値ではない。価格 preium とは、「物件の価値にかんす

る公衆的判断」(ib. S. 105) を意味し、これにたゞし、「人格的な意識に関係し、同時に超個人的な妥当性<sup>(21)</sup>」を有するものを、価値 valor とよぶ。価格と内面的価値としての、尊厳との原理的な相違について、カントは次のように述べている。「価格をもつところのものは、そのかわりにある他の何物かを、等価物 Äquivalent としておきかえられるが、これにたいして一切の価格を超越し、従つてどのような等価物をも許さないものは尊厳をねむ」(GrIg, S. 60) と。すなわち、尊厳はまさに「目的の國」の所有する内的絶対的価値として、等価物との交換をゆるさないのにたいし、物件のばあい、その交換が可能となる。物件の所有する価格は市場価格 Marktpreis と、感情価格 Affektionspreis に分類せられる。たとえば仕事の上での熟達や、勤勉は市場価格を有し、機智や想像力や気分は感情価格を有する (Vgl. a. a. O., S. 60, u. Anthr. S. 235)。これにたいして、「道徳性を感じうぬかぎりでの人間性とがただ尊厳をもつ唯一のものである」(GrIg, S. 61)。尊厳はいわばおのが神聖性をけがすことなしには、けつこめて自身を価格と比較して考量することはできない。(a. a. O.) 神とは、「神聖性の理想の実体化」(Kr. d. p. V., S. 200) であるから、尊厳はたんなる人間性ではなく、同時に神聖性をもつ。人間の尊厳の神聖性の承認が人間行為の道徳的本質を、見られる結果のうちにではなく、見られない格率のうちにおくようになつたのは当然であろう。道徳的命法はカントのばあ

い、すべて見ることのできない内面的な格率にむけて発せられる。倫理学は行為にたいして法則を与えるのではなくして（このことは法論がなすから）ただ行為の格率にたいして法則をあたえる。カントの道徳的命法 (Gr. S. 44, 54, 60) について知られることは、行為の尊厳が、道徳法則の普遍性と、人間性の自己目的と、そして自己立法的であることを構造の契機としていることである。尊厳に値する行為とは、かくて客観的には法則の普遍性に一致し、主観的には格率において自律的であることである。従つて、「行為の尊厳は當為に対する服従が必然による強制によつて提示せられるとき存在しない」<sup>(22)</sup> そこで行為の尊厳の主觀的側面は自己目的と、自己立法的である、ということであつた。しかし行為の尊厳は自己がなんらかの意味で、他人の手段となつたばあい、全く否定されたことになるのであるうか。すでにカントは、「目的の國」を前述の如く「共同体的法則による理性的存在者の体系的結合」である、と定義していた。<sup>(23)</sup> 人がそれぞれ元首として、たんに自己目的性のみを主張するならば、「体系的結合」は不可能となるであろう。しかしながら、注意ぶかく人間性を、「かつしてたんに手段としてのみ取扱わざるよう」に<sup>(Gr. S. 54)</sup> 表現し、「手段として取扱わざるよに」とは表現していなかつた。「bloss als Mittel」の表現はこのばかりに注意に値する。すなわち、共同社会の各成員が人格的にすばて尊嚴の主体である、とすれば尊厳は相對的となり、自分が社会生活を営むために、他人の手段となつても、たんに手

段にのみ供せられないかぎり、それがただちに自己の尊厳を売り渡したり、毀損したことにならないのである。同様なことは自己が他人の主人公になつたばあいについてもいふことができる。

「人間としても尊敬に値するように生きる限り私は生きづければならぬ」（講義・前掲証書・八九頁）、というカントは、どのような事情のもとにおける自殺もそれが恣意に基づくかぎり認めなかつた。自殺は自己の人間性にたいする尊厳の侵犯であり、神聖な委託物としての人間性の破壊にはかならなかつたからである。カントの自殺否定の倫理の背景にキリスト教の感化を予想しうることは容易であるが、キリスト教の自殺否定と異なる点は、カントが、「自殺は神が禁止したが故に許すべからざるもの、嫌惡すべきものではなく、人間の内面的尊厳を動物性以下に軽視することとして、自殺が嫌惡すべきものであるが故に神はこれを禁止」した、とみなす点である。自殺の背徳的理由が神の禁止に優先していることを看過してはならない。すなわちカントによれば、自殺の格率は生活が愉快を約束するより、むしろ災難をもつておびやかすのであれば、私はおのが生命を縮めるといつて、それは自愛を原理としており、従つてそれは「義務の最高原理に全く違反する」(Gr. S. 45) というのである。キリスト教が神の掟に反するとして禁止した自殺を、カントは義務に反する行為として反対したのである。カントによれば、「もし人が困難な状態を逃れるために、自己自身を破滅するので

あれば、それは人格をたんに人生を終るまで我慢のできる状態を持続する一つの手段として利用しているのである」(a. O., S. 54)。しかし人格はそのように利用される物件ではない。それゆえ、「私は私の人格の中にある人間を破壊したり殺したりするような勝手な処分をしないのである」(a. a. O.)。自殺は尊敬に値するよう生きることをしないで、人生の幸福にただ汲々としている人に訪れやすい。けれども、かように自殺を否定するカントはけつして、直接的な生存に究極の価値をあたえたのではなく、生命はカントのばあい、ただ人倫を実現する手段となるときにのみ意味をもつ。人倫はなものための方便でもない。従つて義務を遵奉するために、自己の生命を犠牲にすることがあつても、このことは生命蔑視の行為と明確に区別せられる。それならば、われわれはどの程度まで生命を尊重し、どの程度から生命を賭していいのであろうか。「これは非常に微妙な問題である」というカントは、たとえば身に奴隸的な屈辱をうけて、「己れの人間性を汚す以外に己れの生命の保存の道がない人は、生命をむしる権利にすべきである」(譲義・前掲訳書・九四頁)といい、人間性の尊厳が侵害され、毀損されたときの自殺を例外的に認めている。生きるに値する根拠としての尊厳を剝奪されるならば、人はたんに生きるよりも死を選んだ方がましであるという意味である。このほあい重要なことは最後の手段としての自殺に意味があるのでなく、剝奪された尊厳に意味がある。

あることはいうまでもない。居心地の悪くなつた煙のたちこめた部屋から他の部屋へ出てゆくストアの安樂死の肯定と異なるのはもちろんである「どんな運命も不幸も私に生きることを恐れさせはしない。人間としてしかも尊敬に値するよう生きる限り、私は生きづけねばならぬ」(同九一頁)と、いうカントは、また一方において、「もはや人生に未練がないつたとき、死を直視してこれを恐れないのは、一種の英雄的精神であるよう見える」(Anthr. S. 193)とのべていた。つまり義務のためには生きることも死ぬこともおそれてはならないのである。カントは義務をこのように生命の価値以上に強調するが、正義の道徳については余りこれを強調しなかつた。そのため義務の道徳が奴隸道徳として支配者に利用されるおそれをのこしていったのである。それはとにかく、カントにおいて、義務のために、「勇気をもつ人とは、熟慮をともないながら、危険を回避せぬところの人である」(a. a. O., S. 190)。このようなカントの思想が、「彼の沈んだ胸に導かれた憂鬱症に対する反抗から発した」ものであるかどうかは、今は問わないでおこう。またカントはいう。「勇敢とは義務が命するところのものにおいて、生命の喪失するいとわぬ合法則的勇氣 gesetzmässiger Mut である」(a. a. O., S. 195)と。この義務の遂行とともに勇氣の徳は自重の徳に結びつく。自重 Selbstschätzung とは、「己れの道徳的素質の崇高さの意識」であり、「己れ自身の人格の内なる人間性

の尊厳の誇り」であり、また、「自己の尊厳にたいする人間の義務」を意味する (M. d. S., S. 286)。

### VII 尊厳と尊敬の関係

次に当面する問題として、Würdigkeit の構造にひそむ尊厳と尊敬の関係をとりあげておこう。

尊敬はまた、尊敬感情 *Achtungsgefühl* とよばれ、カントにより特異な道徳感情として位置づけられた。特異といつたのは、それが感情といつても、心理学的な感情ではないからである。すなわち、尊敬感情は義務の意識に基づくものとして、道徳的根拠以外のものをもちえない (Kr. d. p. V., S. 97, Anm.)。従つて、尊敬は感官をよろこばせる快の感情ではなく、人がいやいやながら従うところのものである。しかしそれは同時に苦痛を喚起する不快の感情でもない (Kr. d. p. V., S. 90~1; Anthr. S. 230)。いわば尊敬感情は快でもなく不快でもないが、「法則の遵奉にたいする関心を生ぜしめる感情」 (Kr. d. p. V., S. 104) である。関心 *Interesse* とは、「それによつて理性が実践的になるもの、すなわち理性が意志を規定する原因」 (Grbg. S. 90, Anm.) である。この意味の関心をひきおこす尊敬感情は行為を発生せしめた動機が義務にたいする尊重であつたとき、傍観者の心情に最大の力をおよぼすものとして発生する。尊敬感情以外の道徳感情は、「快適によつて身の仕合せに資することを期待させる」という理由で

カントはすべてこれを幸福の原理に教えた (a. a. O., S. 70)。尊敬感情の、他の道徳感情と決定的に異なる点は、対象が道徳法則であつて、それ以外に全くもとめられないことである。「この道徳感情はカントがその批判前期において、かなりの期間従つていた、また後になつてその体系を他律的なそれの系列にぞくするものの一つとして、完全に放棄したかの英國のモラリストたちの感情論<sup>(35)</sup> となんら共通のものではない。両者の区別は何処にあるか。英國の倫理学者において、道徳感情は経験的であり、経験がそれを発見し確証するような自然的に道徳的な本能であつた。カントにおいてそれはアブリオリーにあたえられ、また認識できるものであつた。前者では道徳的原理が感情に依存し、これにたいして、後者では感情が道徳的原理に依存している」<sup>(36)</sup>。尊敬感情は法則が主觀にあたえる結果であつて、その原因となるものでさえあつてはならない。従つて尊敬感情から出発して道徳律を遵奉する態度もカントからみれば、まだ、ほんとうに道徳的ではないのである。ある人が尊敬に値するばあいでも、人は人物そのものにたいしてではなく、その人によつて実現された道徳法則にたいして尊敬をはらうのでなければならない。カントは、「本來的に、尊敬とは私の自愛を中断する Abbruch tun ところの価値の表象である」 (Grbg. S. 20, Anm.) と定義している。否定的に表現すれば、尊敬感情は漸減される自愛、うちのめされた自惚れ、それゆえ人倫を阻害するこれらの衝動をま

さに制限し、かつ廢棄する」という點にある。以上の障礙をとりのぞき、またそうする」といふことで、人倫に自由な活動の余地を提供し、人倫を促進することを意味するのが、尊敬感情である。このようにカントのいわゆる道德感情とは、道徳的心術 *sittliche Gesinnung* である、またこのようなるのとして人倫自体なのである。すなわちそれは義務のためというよりほかは、どんな理由や関心にも基づかないで、義務を遂行しようとする、義務感情 *Pflichtgefühl* である。<sup>(6)</sup> カント倫理学が、厳肅主義 *Rigorismus* とよばれるのはまさにこの理由による。そしてカント自身、自らの倫理学的立場にたいする厳肅主義の呼び名を甘受していくのである「倫理学にたいては、行為においても人間の性格においてもなんら道徳的、中間物、*adiphora* をできるだけやるをな」ということが一般に大切である。なぜならそういうあいまいさにさしい、あらゆる格調がその明確性と堅実性を喪失する危険があるからである。この厳格な考え方には通例、厳肅主義と名づけられる」(Relig. S. 21)。ペアルゼンはカントにおいて、道徳的に行爲するとは、つまり傾向にせからい、不承不承なすところの行爲をいないのであるから、適切には、消極主義 *Negativismus* とよぶべきだといつてゐる。<sup>(7)</sup>

道徳法則によつて喚起せられる尊敬感情が中断する、自愛 *Selbstliebe* とは、「自己の意志の主觀的な規定原理に従つて、自分自身を意志一般の客觀的規定原理たらしめようとする性

能」(Kr. d. p. V., S. 96) がふふ、また性癖 *Habitus* は、「傾向性を可能にする主觀的根拠」(Relig. S. 28. Aun) のふとである。「カントにとつて自愛とエゴイズムは同義である」といわれるが、このばあい同義の概念は必ずしも單純ではない。道徳的な利己主義とは、あらゆる目的を自己自身のために制限し、自分を利するものにおいてしか、利益をみない人をいうのであつて、こうした人はまた同時に幸福主義者として、自己の意志の最高の規定根拠を義務におくのではなく、たんに利益と自己独りの幸福におくものである (Vgl. Autr. S. 15)。このようだ、自愛とエゴイズムを同視して、道徳の真反対物とするカントは、しかし自己关心 *Selbst-interesse* をエゴイズムと區別した。その理由は「人間の心情が道徳性にたいして自然的関心をもつ」(A830. Ann) からである。これにたいし、エカイズムは、「他人の幸福を意識的に無視し、且つそれを自己の幸福の下に従属させようと考へるもの」であり、また、利己主義者 *solipsista* とは、「自分さえよければ、他人がどうなるとも無頓着であるといふのもの」(M. d. S., S. 306) のことであつて、道徳性にたいしていだかれる自己关心とは全く異なる。

\* エゴイズムという言葉は、W・ヴァントの考証によれば、一七〇〇年頃、フランスのデカルト学派において成立し、始めは主觀主義であるが、懷疑主義の意味に使用されていたものが、十八世紀の

終り頃から、今日の一般化した道徳的意味をおびるようになった

ルートベ。 (W. Wundt, Ethik, S. 64 2. Aufl. 1892, Stuttgart  
Verl. von F. Enke)

法則にたしかる尊敬感情によつて破碎せられるものだ、「自惚れ」がある。自愛を自分自身にたいする極度の、好意 Wohlwollen であるとすれば、自分自身にたいする満足 Wohlgefallen の利」は、「自惚れ」 Eigendankel とよばれる。自愛と「自惚れ」はいわば利」の二段階である、といつてよこ。(Vgl. Kr. d. p. V., S. 95)。なおカントはニカイズムについて、悟性 Verstand のニカイズム、趣味 Geschmack のエゴイズム、および、実践的関心 praktische Interesse のニカイズムの三種を分類叙述してゐる。(Vgl. Anthr. S. 13ff)。しかし法則の前において、尊敬感情により、ニカイズムを否定するカントは、人間愛あるいは欲求一般を否定しようとしたのではない。たとえば、理性的自愛 vernünftige Selbstliebe のようなものを、カントは純粹実践理性と同視しているのである。

(a. a. O.) ただ理性的ならぬ感性的愛は愛せられたものの価値にかかるのではなく、その高貴や美しさをすべて自己自身のうちにもつてゐる。それは尊敬感情のように、理性的な自発性をもたず、全く感覚的であり受動的である。義務への服従は従つてこのような愛に基づく行為によつてはおきかえられない。カントにおいて「たんなるあらゆる人間愛はそれが人間尊敬とよぶところのものを包括しないならば、他人にたいし、けだし理想的な心情ではない」のである。カントは

また、M・V・ヘルベルト娘宛の書簡（一七九二年春）のなかでこの問題にあれ、「愛は相手が夫であると友人であるとを問はず、相互の性格にたいする同等の尊敬を前提するからです。かかる尊敬を欠くなれば、愛はきわめて移りやすい感覺的迷妄にすぎません」(Briefe, Werke Bd. 10 S. 131 v. Cassirer) とのべてゐた。隣人愛のようなものでもカントによれば、隣人を尊敬する義務の格率の中に全くまれなければならなかつた (Vgl. M. d. S., S. 305)。けだし愛の傾向は善いにせよ悪いにせよ、「臣田的にして奴隸的」であるからである (Kr. d. p. V., S. 151)。このような言葉にふれるとき、たゞカントが人間愛を否定したのではなくとも、それを義務の格率に比較して不當に劣等視したことは明かである、といわなければならない。しかし、カント倫理学の厳肅主義はそれがもし人間の行為関係を残りなく理解しうるということを主張するばあい、その限界において拒否されなければならぬ。なぜならばカント倫理学によつてその本質的な核心に命中されるにははるかに距つた人間生活の巨大な系列が存するからである。たとえば、「結婚の核心は倫理の、意味領域 Sinngeleit の外に在る。」の核心は愛である。結婚はそれにおいて人が権利を行使するためにあるのでもなく、またかようなものとして結婚生活はなんらの義務の実行でもあるべきではない」。

知的根拠によつて喚起される尊敬感情を、カントが特異な

道徳感情として措定したのは、道徳的な判定と実行との間に横わる距離を圧縮するためであつた。すなわち人はただ道徳的に判断するだけではまだその判断の結果を実行するとはかぎらない。実行には判断のほかに動機が必要である。動機とは、「欲求の主観的根拠」(Gr. S. 52)である。かような意味の動機となつて、判断と実行との距離を圧縮する働きを演ずるものとして、カントは道徳感情を認めた。英國モラリスト(例・ハズン、シャフツベリー、ヒューム、A・スマス)のように、道徳感情を判定の原理とすることに、カントが反対したのは前述の通りであるが、道徳的判断に触発される能力としての道徳感情を拒んだのではない。しかしこのばかり、カントのいわゆる道徳感情とは「行為が義務の法則と一致もしくは背反の意識にのみ基づく快あるいは不快にたいする受容性」(M. d. S., S. 241)として、「道徳律にたいする尊敬感情」(Kr. d. p. V., S. 97)のことである。この感情なしには、道徳的なものはややらん、美なるもの、ないし崇高なるものさえ存在しないのである。(Briefe, Werke Bd. 10 S. 55 v. Cassirer)。

法則に従属する尊敬感情は、同情、恐怖、愛着、不安、驚歎などの道徳感情と区別せられ、「つねに人格にのみ関係しない物件には関係しない」(Kr. d. p. V., S. 99)。従つて快苦いざれの感情にも数えることはできないが、法則の遵奉にたいする関心を生ずる。ここまで考察してくれば、尊敬(reverentia)と尊嚴(dignitas)の関係も自明となる。すなわち、尊敬とは尊嚴を、「承認する」*aerkennen* ジュである。そしていわゆる、Würdigkeit はかよくな承認の可能的な根拠といえるであろう。可能な Würdigkeit を現実の具体的な人格の焦点に絞り出すとき、そこに、尊嚴が尊敬感情によつて承認されるのである。「私が他人にたいして懷き、他人が私から要求しうる尊敬は、それゆえ他人における尊敬、すなわち、いかなる価値を有せず、それと評価の対象と交換されうるいかなる等価物を有しない価値の承認である」(M. d. S., S. 320-1)。これにたいし、「事物を無価値として評価すること」は輕蔑Verachtung とよばれる(a. a. O.)。自然の体系のうちなる人間はむるにたぬ存在として、物件、商品、価格、交換手段とひとしい外的価値を有するにすぎない。しかし人格としてみられるとき、人間はあらゆる価値を越え、目的自体として、尊嚴すなわち絶對的内的価値をもつ。この内的価値によれば、人格の内なる道徳的人間はどのような価値をもつてもあがなわれず、彼は失うことのできない尊嚴を所有している。その尊嚴は彼に向つて、「自己にたいする尊嚴を注ぎ込む」(a. a. O., S. 287)。たんに自己にたいしてそうであるばかりでなく、他人の尊嚴にたいしても同様でなければならぬ。カントはその結果がしばしば復讐となるであろうようない。カントはその結果がしばしば復讐となるであろうようない。カントはその結果がしばしば復讐となるであろうようない。

自己の権利の主張よりも、自己に課せられた義務の至高なものとして、他人の権利にたいする畏敬を道徳的な課題とする。「他人の権利を神聖なるものとして畏敬することは、わ

れわれの義務である。全世界に他人の権利ほどに神聖なものは何一つとして存在しない」（講義・前掲訳書、一四一頁）。「人たれども彼の隣人から尊敬せらるべき正当なる要求権をもつが、またそれと交換的 *wechselseitig* に彼はどんな他人にたいしても尊敬するよう義務やけられでらる」（M. d. S., S. 321）。カントが正義の倫理よりも、義務の倫理を強調したのはこのような思想に由因するのである。

カントは前節でも述べたように、自他の幸福交換の倫理を説いていたが、ここでも、自他の尊敬交換の倫理を説いていたのである。礼儀はいわば尊敬交換の手段である。礼儀 Anstand とは、カントによれば、「他人に尊敬を催おさせる外面向的假象である」（Anth. S. 45）。尊敬が愛と結合するとき、そこに完全な意味での友情が成立する。「幸福に値する」とはこののような友情をわれわれが義務として心根の中に入りいれる事である（Vgl. M. d. S., S. 329～330）。富が人格の状態を高貴にする、という理由から、「資本蓄積」を獎勵したカントは疑いもなく、近代市民社会倫理の典型的な代表者であり、また「ブルジョア社会発生期の偉大な思想家」でもあつた。彼は社会体制における上級者と下級者の身分関係を、「たんに名誉に基づく、尊嚴の分配」 Verteilung der Würde (a. a. O., S. 154) として意味づけていたけれども、上の身分といふのは、ゆるい同じ人間性の尊嚴の分配にすぎないのであるから、人間性や尊嚴そのものに上下の

差のあるはずではなく、従つて身分関係に拘束された高慢と卑屈は排斥されなければならないとした。高慢 *Hochmut* とは、「自身の目的にそむいて行為する誤った名譽欲」（Anth. S. 212）であり、また言葉をかえていえば、「他人との比較において優位を僭取し、他人を見おろし他人を卑賤な者として評価する」（講義・前掲訳書、一九六頁）態度であつて、それは自分にそなわつてゐる内的価値にかんする、矜持とは区別されなければならぬ。「ある人間の前で卑屈になることはどんなばあいにおいても人間たるに値いせぬようみえぬ」（M. d. S., S. 288）というカントは、「人間の奴隸となるな、汝の権利を他人からじうりんされたままにおくな」（a. a. O., S. 287～8）とも主張し、近代市民社会の権利の道徳を、「人間尊嚴」の倫理から演繹している。それだから、彼における、「全世界に他人の権利ほどに神聖なものは何一つとして存在しない」という他人の権利尊重の倫理はなんら自己の権利の不当な放棄を意味するのではなかつた。カントが鋭く放棄を迫つたものは、復讐欲 *Rachbegierde* の類似物、「権利欲求」 Rechtsbegierde (Vgl. Anthr. § 83, S. 209) であつて、正当なる人間の権利ではない。ただ、「権利が何であるかは法律において規定せられる」ところであつて、倫理学的にはむしろ義務を重視する。そしてカントによれば、「権利の義務も親切の義務も自己自身にたいする義務より高次ではない」しかし、自己自身にたいする義務は自己の人格の尊嚴にたい

する内面的な義務であるから、不当な外部からの圧力によるこれが尊厳への侵害を黙認する卑屈はまた自己の義務に背くのである。従つて Kant のいわゆる「汝の権利を他人からじうりんされたままにおくな」という主張は、ここでは道徳的権利の主張を意味し、「かならずしも生活利害にねざす、「権利のための斗争」 Kampf ums Recht もやもぐくんでいるわけではない。しかし、Kant においても、権利と義務の関係は抽象的に分離されたものではなかつた。権利の問題については、晩年の、「法律哲学」に詳論されてゐる (Vgl. M. d. S., S. 46)。」ことを附言し、こゝではそれに立ち入らぬ。

Kant はインドを例外とすれば、ドイツの封建的な身分制度が人間の卑屈の最大の反映であることを概歎していた。「自分をうじ虫にするものは、あとになり、足でふみつけられても、不平を訴えることがあだ」 (a. a. O., S. 289)。A. J. ふうカントは、諷刺的にまた、「貴族 Edelmann は貴族なるをゆえに、直ちに高貴な人 edler Mann やばなし」 (zum ewigen Frieden, S. 127. Ann, Werke BdV) も、当時の世襲貴族制を批判した。カントはねれば、貴族の身分は血統に基づきられてはならないのでありて、国家にたいする功績にもとめられないければならなかつたからである。けれどもカントにおける人間尊嚴の倫理は、抑圧された人間解放、従つて革命の裏づけをともなわなかつたばかりでなく、反革命的であつたので、その倫理思想は結果からみるか、プロイセンの前近代的

後進性の斜塔の中に、折角めばえりつあつた近代的自我の自觉をあえなく瓦礫せしめるほかななかつたのである。

## IX あとがき

本稿はなまりでいて、義務と傾向、道徳性と適法性、法則と格率を、Würdigkeit に関する考察する予定であったが、すでに割りあてられた紙幅をはるかに超過したので、本論集の次号に発表の機会をまたなければならなかつた。(一九五五年九月中旬稿了)

### [註]

- (1) F. Paulsen, I. Kant, S. 332 Stuttgart (1924) Vgl. G. Anderson, Die „Materie“ in Kants Tugendlehre und der Formalismus der kritischen Ethik, S. 289 Kant-studien XVI
- (2) N. Hartmann, Ethik, S. 89 3Aufl. Berlin (1949)
- (3) a. a. O., S. 97
- (4) a. a. O., S. 96
- (5) M. Scheller, Ethik, S. 356 3Aufl. Halle (1927)
- (6) Hegel, Encyclopädie, § 480 S. 416 herv. G. Lessen ph.B., Bd. 33 Leipzig (1930)
- (7) H. Schmidt, Philosophisches Wörterbuch S. 226 Leipzig (1934)
- (8) H. Cohen, Kants Begründung der Ethik S. 5 Berlin (1910)

- (9) Spinoza, Ethik, 5. Teil Lehrsatze, 42 S.42 Werke Bd. I v.  
Gebhardt Leipzig (1922)
- (10) M. Scheller, a. a. O., S. 593
- (11) F. Paulsen, a. a. O., S.331~2
- (12) Kant, Idee zu einer allgemeinen Geschichte in weltbürgerlicher Absicht (1786) Werke Bd.VI S.9 v. Vorländer  
S. 109 Heidelberg (1899)
- (13) E. Durkheim, Sociologie et Philosophie, Paris (1924)  
(14) 西田哲彦訳164~5頁
- (15) G. Lukacs, Existentialisme ou Marxismus ?  
(城塙・生松共訳。戯文iv)
- (16) 同上26頁
- (17) R.Otto, Pflicht und Neigung, Kant-studien XXVI. S. 62.
- (18) Ethica Nicomachea recog. I Bywater Oxford (1894),  
アリストテレス, ニコマコス倫理学・高田三郎訳50~1頁
- (19) 同上58頁
- (20) R. Otto, a. a. O., S. 74
- (21) J. Stenzel, Zum Problem der Philosophiegeschichte,  
Kant-studien, XVI S. 429
- (22) R. Otto, a. a. O., S. 50
- (23) 「國體の問題」 朝鮮獨立運動の歴史とその本質、朝鮮の  
民族主義者による民族の問題を「政治的」な立場から見ると、  
J. Dewey and J. H. Tufts, Ethics, P. 433  
American science series, New York (1909)
- (24) Vgl. A. Smith, Moral Sentiments, P. 3~9 By D. Stewart, London (1892) ; D. Hume, A Treatise of Human Nature, P. 488 Reprinted (1951) Oxford.
- (25) K. Fischer, Geschichte der neuern Philosophie, Bd. 5  
a. a. O.
- (26) F. Paulsen, I. Kant, S. 340
- (27) M. Scheller, Ethik, S. 63
- (28) H. Höffding, Ethik, S. 34 Leipzig (1901)
- (29) R. Otto, a. a. O., S. 62, 66~7
- (30) P. Hensel, Religionsphilosophie, S. 21 v. Sauer Göttingen (1934)
- (31) Vgl. Kant, Beobachtung über das Gefühl des Schönen u. Erhaben Werke, Bd. III v. Vorländer, S.55~59